

## 軽自動車税（種別割）について のお知らせ

市民税課（☎76-1114）

### ■ 軽自動車税（種別割）納税通知書の発送

令和2年度の納税通知書は、5月1日（金）に発送します。この軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対し、令和2年4月1日現在の所有者に課税されるものです。

### ■ 軽自動車税（種別割）の減免について

**対象** 次の条件のいずれかに該当する方

- ①心身に一定の障がいのある障がい者本人が所有する軽自動車など（精神障がい者（1級）や18歳未満の一定の身体障がい者と生計を同じにする人が所有する軽自動車などを含む）について、身体障がい者、または障がい者と生計を同じにする人、または常時介護する人が運転する場合
- ②身体障がい者の利用に専ら供するため、構造変更された軽自動車

※すでにほかの車両で減免を受けられている場合は除きます。

※障がいの等級などによっては、減免を受けられない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**必要書類** 身体障害者手帳など、生計同一証明書など（該当する場合のみ）、運転免許証、車検証、納税通知書、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード

**申込み** 6月1日（月）までに直接市民税課

## 市からの お知らせ

### 北里市民センター公民館講堂（3階） が一時ご利用できません

北里市民センター（☎71-1197）

北里市民センターの舞台演出照明器具の取替を行うため、下記の期間中は3階講堂の予約ができません。

**とき** 11月17日（火）～令和3年1月15日（金）

### ご遺族の皆さまへ 第11回 特別弔慰金が支給されます

福祉総務課（☎76-1196）

戦没者等の死亡当時のご遺族で、4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に特別弔慰金が支給されます。

(1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の

①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していたこと等の要件を満たしているかどうかによって、順番が入れ替わります。

(4) 上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（おい、めい等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

■ **支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

※記名国債とは、償還金の受取人が決まっている国債のことです。

■ **請求期間** 令和5年3月31日（金）まで

※現在新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されています。請求期間には余裕がありますので、来庁の時期には十分ご注意ください。

また郵送での申請も可能ですのでご相談ください。

■ **請求窓口** 福祉総務課

支給対象者によって必要な申請書類が異なりますので、事前に福祉総務課にご相談の上、請求してください。

### 第2期小牧市子ども・子育て支援 事業計画を策定しました

こども政策課（☎76-1129）

令和2年度から令和6年度の5年間を期間とする「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、第1期計画の進捗状況および社会状況等の確認・検証を踏まえ、子ども・子育てを社会全体で支援する環境のより一層の整備を目的とした計画です。

本計画の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

#### ■ 閲覧場所

市ホームページ、こども政策課、情報公開コーナー（本庁舎1階）、東部・味岡・北里の各市民センター、ゆう友せいぶ、ふらっとみなみ、子育て世代包括支援センター、各児童館

※閉庁日・閉所日・閉館日は市ホームページのみの閲覧となります。



## 行方不明高齢者家族支援サービス

地域包括ケア推進課 (☎ 76 - 1193)

行方不明となった高齢者の早期発見を目的として、認知症高齢者等を介護している家族に対して、GPS等を用いた位置情報検索サービスを利用する場合の初期費用の一部を助成します。

**対象** 介護保険要介護（要支援）認定の方で、行方不明となる行動のみられる方を在宅で介護するご家族およびそれに準ずる方

### 料金

▶ **支給額** 18,000円以内で、下記対象経費に限ります。

▶ **対象経費** 加入料金・本体機器購入費・充電用付属品購入費

※領収書等に記載の日付から60日以内で1名につき1回の申請に限ります。

※対象機器：GPSによる位置情報検索を主目的とした機器（携帯電話等は対象となりません）



## 八雲町宿泊施設利用助成金

シティプロモーション課 (☎ 39 - 6528)

八雲町の宿泊施設を利用される方へ助成金があります。北海道に行くなら、お得に楽しめる友好都市の八雲町はいかがですか。

**対象** 市内在住・在勤・在学の方

**対象施設** 八雲町内にある13カ所の宿泊施設

**助成金額** 1泊最大5,000円（宿泊料が5,000円以下の場合は宿泊料の金額）

**宿泊限度** 連続3泊まで（年度内の宿泊日数の限度は10泊）

※詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



温泉旅館  
銀婚湯

## 看護修学資金貸与

病院総務課 (☎ 76 - 1410 〒 485 - 8520 住所不要)

### ■ 目的

市民病院に将来、看護職員として勤務しようとする方で、助産師・看護師を養成する学校または、養成所に在学する方に修学資金を貸与します。

### ■ 修学資金の貸与額

月額5万円（看護師養成学校等）

月額7万円（助産師養成学校等）

※修学資金は、基本的に3カ月分を年4回に分けて貸与予定。

■ **募集人数** 30人程度

### ■ 申請期間

・令和3年3月に卒業予定の方

5月29日(金)午後5時まで

・令和4年3月以降に卒業予定の方

6月5日(金)午後5時まで

### ■ 申請方法

下記書類を郵送または直接病院総務課

・看護修学資金貸与申請書（様式第1）

・保証書（様式第2）

※保証人のうち一人は、独立の生計を営んでいる方

・誓約書（様式第3）・・・貸与決定後でも可

### ■ 選考日及び方法

#### ▶ 選考日

・令和3年3月に卒業予定の方

5月30日(土)または6月6日(土)

※職員採用試験と併せて実施。

・令和4年3月以降に卒業予定の方  
6月13日(土)

▶ **選考方法** 書類審査、面接、適性検査

### ■ 返還の債務の当然免除

養成施設を卒業した後、1カ月以内に市民病院に勤務した場合において、看護職員の免許を取得した後、引き続き勤務した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。（病気休職や育児休業などは期間に含めません。詳細はお問い合わせください）

### ■ その他

小牧市看護修学資金貸与条例および同施行規程によります。

なお、修学資金を貸与されても、小牧市病院事業職員採用試験の受験が必要です。修学資金の貸与は採用に際していかなる優先権も与えられません。また、以下の場合は、修学資金を一括で返還していただきます。

・採用試験に不合格となったとき。

・養成施設を退学したとき。

・災害、病気その他やむをえない理由以外で留年したとき。

・心身の故障のため修学の見込みがなくなったとき。

※詳しくは市民病院ホームページ (<http://www.komakihp.gr.jp/>) をご覧ください。



## 野焼きはやめましょう!

ごみ政策課 (☎ 76 - 1147)

「煙で窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困っている」など野焼きに関する苦情が近年多く寄せられています。

ごみの焼却行為、いわゆる野焼きは、一部の例外を除き法律で禁止されており、違反者には罰則が適用される場合があります。

また、野焼き禁止の例外規定（農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却など）とされた行為であっても、生活環境上支障を与える場合は行政指導の対象となります。ご近所の迷惑になる野焼きはやめましょう!



## 東部市民センター公民館講堂が 一時ご利用できません

東部市民センター (☎ 79 - 0011)

講堂空調機の改修工事を行うため、下記の期間、講堂の予約ができません。

とき 12月1日(火)~

令和3年1月18日(月)



## ハローワーク春日井からのお知らせ

ハローワーク春日井 (☎ 81 - 5135)

ハローワーク春日井では、第2・4土曜日の午前10時から午後5時を開庁時間とし、職業相談・紹介サービスを行っておりますが、6月から土曜日開庁を中止することとしました。

なお、第1・3土曜日はハローワーク名古屋中、第2・4土曜日はハローワーク名古屋東において、6月以降も引き続き職業相談・紹介サービスを受けておりますので、ご利用ください。

## 市税等の納期限 のお知らせ

○軽自動車税 (全期)

### 納期限 6月1日(月)

市税等の納付には、簡単な手続きで納め忘れない「口座振替」をご利用ください。

「口座振替」を利用すると、指定した金融機関の預貯金口座から、納期限の日自動的に引き落としで納付していただけます。

※口座振替をご利用の方は、口座の残高をご確認ください。

病気や失業など、やむを得ない理由により納期限内での納付が困難な場合は納付の相談に応じています。滞納を放置せず、早めに相談してください。電話での相談も受付けています。

#### ■休日の納付相談および納付窓口

とき 5月10日(日)、24日(日)

午前8時30分~午後5時15分

ところ 本庁舎2階

平日の昼は忙しくて、税金の支払いができない場合は、毎週日曜日に休日開庁をしていますので、ご利用ください。

#### ■休日の納付窓口

とき 毎週日曜日(年末年始除く)

午前8時30分~午後5時15分

ところ 本庁舎1階

## 軽自動車税納税証明書 (継続検査用)の有効期限の 延長について

収税課 (☎ 76 - 1117)

軽自動車税納税証明書の有効期限は、軽自動車税の次期納期限の前日とされていますが、口座振替により納付される場合、振替日から3営業日程度、口座振替結果が確認できない期間(未判明期間)が発生し、その間に継続検査を受けられる方に対してご不便をおかけしておりました。

こうしたことから、平成31(2019)年度より口座振替により納付されている方を対象に、口座振替後に市から発送する軽自動車税納税証明書の有効期限を6月15日まで延長できることとしました。

納付確認の未判明期間に軽自動車の継続検査を受けられる場合は、前年度に市から送付された証明書により可能となります。

現金納付の方につきましては、従来通りの有効期限となりますので、納付後の納税通知書兼領収書に付属している納税証明書(継続検査用)をご利用ください。

## 総合治水推進週間5月15日(金)～21日(木) 総合治水をご存知ですか

河川課 (☎ 76-1141)

### ■ 総合治水対策とは

「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「警戒避難体制の確立」などを総合的に実施して、被害の防止を図ることを指します。

市では、次の2つ補助制度を設け、水害に強いまちを目指します。

### ■ 補助金

#### ▶ 雨水貯留施設等の設置補助制度 (詳しくは市ホームページで)

宅地内に降った雨水を一時的に貯める施設 (浄化槽転用貯留槽、貯留タンク) や地下に浸透させる施設 (透水性舗装、浸透樹、浸透トレンチ) を新設すると工事費の4分の3に相当する額 (各施設限度額あり) を補助します。



貯めた雨水は、プランターやお庭の水やりにも利用できます。

#### ▶ 浸水防止塀設置補助金制度 (詳しくは市ホームページで)

過去に浸水被害に見舞われた方や事業所、また今後、浸水被害に見舞われそうな地域を対象に、浸水による家屋等の被害を防止するために、

新設する「浸水防止塀」に対し工事費の2分の1に相当する額 (限度額あり) を補助します。

※浸水防止塀とは、洪水により宅地内に入ってくる水を防ぐ構造物



### ■ 地域の皆さんへのお願い

▶ 田や畑には雨水をためて浸水被害を抑える働きがあるので積極的に保全していきましょう。

▶ 風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう

▶ 新たに下水道に接続する時には、家庭の浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用しましょう。

※1つの浄化槽で約1000ℓの雨水を貯めることができ、新川流域で今後10年間下水道へ接続する家庭で浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用すると、約5万㎡の雨水を貯留することができます。

### ■ ビジュアルボードフェア

総合治水について、写真や図でわかりやすく紹介しますのでぜひご覧ください。

とき 6月26日(金)～7月2日(木)

ところ 本庁舎1階展示スペース

※新川流域総合治水対策協議会のホームページ (<http://www.sougo-chisui.jp>) をご覧ください。

## 道路を安全に利用するためのお願い

道路課 (☎ 76-1186)

道路にはみ出した果樹、庭木および雑草は、車と歩行者の交通安全に支障をおよぼす原因となり、事故につながる危険性があります。

このような樹木の剪定、雑草の刈取りおよび落葉の回収にご協力ください。

また、不法投棄を行ったり、道路占用許可なく道路上に物を置いたり、交通に支障をおよぼす行為も禁止されています。

## 令和3年度採用小牧市職員採用試験 (先行実施枠) の中止について

人事課 (☎ 76-1109)

「広報こまき」4月15日号に掲載した、「令和3年度採用小牧市職員採用試験 (先行実施枠)」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となりました。

なお、今後実施する採用試験は現時点では未定であり、決まり次第広報こまき、ホームページ等でお知らせいたします。

## 鳥獣による農作物被害を防ぐ柵等の設置補助について

市鳥獣被害防止対策協議会 (農政課内)  
(☎ 76-1131)

鳥獣による農作物被害の防護を目的に行う電気柵、金網柵等 (防止器材) の設置経費の一部を補助します。

▶ 補助金額 防止器材を設置するための資材費の1/2相当額。(上限50,000円)

▶ 申請期間 5月7日(木)～12月18日(金)

▶ 補助対象者 市内に住所を有し、かつ市内の設置対象農地の所有権または、耕作権を有することにより、継続的に農作物を生産している方

▶ 補助対象となる器材 補助対象者が令和2年度内に設置する防止器材 (設置済みのもは不可)

※申請者多数の場合、予算の範囲内で先着順での補助となります。

※補助の適用可否を判断しますので、防止器材の購入前に必ず農政課までご相談ください。

※その他詳細は電話またはホームページをご覧ください。